別記様式第15注意3⑫中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意3⑬中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意3⑭中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「用途に供する部分」の下に「(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)」を加え、同注意3⑮中「ヲ」を「ワ」に改める。

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の項中「第四条の二十九第一項」を「第三条の二十二第一項」に、「第四条の三十七及び第四条の三十九」を「第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八」に、「第四条の三十三第四項」を「第三条の二十六第四項」に改める。

別表第三建築基準法施行規則の項及び別表第四建築基準法施行規則の項中「第四条の二十九第一項」を「第三条の二十二第一項」に、「第四条の三十七及び第四条の三十九」を「第四条の二十四、第四条の二十六及び第四条の二十八」に改める。

（津波防災地域づくりに関する法律施行規則の一部改正）

第六条　津波防災地域づくりに関する法律施行規則（平成二十三年国土交通省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第三第二面10欄ロ中「住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、同面10欄中ヲをワとし、ルをヲとし、ヌの次に次のように加える。

【ル．老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】（　　）

（　　）

別記様式第三注意3⑬中「あるものの住宅」を「あるものの住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に改め、「ヌ」に住宅の用途に供する部分」の下に「、ル」に老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの用途に供する部分」を加え、同注意3⑭中「共同住宅」を「住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「の住宅」を「の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「及び」を「又は共同住宅の」に、「又は」を「若しくは」に改め、同注意3⑮中「ル」を「ヲ」に、「ヲ」を「ワ」に、「住宅」を「住宅及び老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」に、「用途に供する部分」の下に「(エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分を除く。)」を加え、「敷地面積」を「容積率の算定の基礎となる敷地面積」に改め、同注意3⑯中「ヲ」を「ワ」に改める。

（建築士法施行規則の一部改正）

第七条　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号イ」に改める。

第十七条の十七の二第一項第三号中「第二十条第一項第一号」を「第二十条第一項第一号イ」に改める。

第四号の二書式中「第20条第1号」を「第20条第1項第1号」に、「第20条第2号」を「第20条第1項第2号」に、「第20条第3号」を「第20条第1項第3号」に、「第20条第4号」を「第20条第1項第4号」に改める。

（河川法施行規則の一部改正）

第八条　河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第十八条の十第二項第一号中「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改める。

（浄化槽の型式の認定に関する省令の一部改正）

第九条　浄化槽の型式の認定に関する省令（昭和六十年建設省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第六十八条の二十三第一項」を「第六十八条の二十二第一項」に改める。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則の一部改正）

第十条　建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第九項及び第十項中「第二十条第一項」を「第二十条第一項第一号」に改める。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十一条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第五号中「第七条の六第一項第一号」の下に「若しくは第二号」を加え、「承認」を「認定」に改める。

第九十九条第二項第一号中「第六十八条の二十六第一項」を「第六十八条の二十五第一項」に改める。

（官公庁施設の建設等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　官公庁施設の建設等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項及び第二条第二項中「第十八条第十六項」を「第十八条第十八項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、建築基準法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十四号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日。以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条　施行日前に改正法の規定による改正前の建築基準法（以下「旧法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、第一条の規定による改正後の建築基準法施行規則（以下「新施行規則」という。）第一条の四、第六条の四及び第八条の二第二項の規定は、適用しない。

2　新施行規則第二条から第三条まで、第三条の四、第三条の五及び第八条の二（第二項を除く。）の規定並びに新施行規則別記第五号様式、第十五号様式、第十六号様式及び第四十二号の三様式並びに第二条の規定による改正後の建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（以下「新機関省令」という。）第三十一条の十及び第三十一条の十一の規定は、施行日以後に改正法の規定による改正後の建築基準法（以下「新法」という。）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は新法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について適用し、施行日前に旧法第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は旧法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現に第二条の規定による改正前の建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令第五十九条第一号に掲げる区分に従い旧法第六十八条の二十六第三項の規定による指定を受けている者は、新機関省令第五十九条第一号に掲げる区分に従い新法第六十八条の二十五第三項の規定による指定を受けた者とみなす。

4　施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。